

議案第 5 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 27 年 2 月 19 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(関市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の廃止)

第1条 関市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例(昭和28年関市条例第3号)は、廃止する。

(関市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 関市職員の退職手当に関する条例(昭和31年関市条例第20号)の一部を次のように改正する。

本則中「特別職の職員等」を「特別職の職員」に改める。

第5条の6の見出し及び第8条の見出し中「特別職等」を「特別職」に改める。

(関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年関市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

教育委員会委員	委員長	月額	40,000
	委員	月額	37,000

を

」

「

教育委員会委員	月額	37,000
---------	----	--------

に

」

改める。

(関市特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 関市特別職職員の給与に関する条例(昭和43年関市条例第4号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

関市特別職職員の給与等に関する条例

第1条中「給与」の次に「及び教育長の勤務時間その他の勤務条件」を加え、

同条に次の1号を加える。

(3) 教育長

第3条に次の1号を加える。

(3) 教育長 663,000円

本則に次の1条を加える。

(教育長の勤務時間その他の勤務条件)

第7条 教育長の勤務時間その他の勤務条件は、関市職員の給与に関する条例

(昭和33年関市条例第20号)の適用を受ける職員の例による。

(関市議会委員会条例の一部改正)

第5条 関市議会委員会条例(平成15年関市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第23条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この条例は適用しない。